



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世後期ドイツの貴族団体
Author(s)	田口, 正樹
Citation	北大法学論集, 66(6), 1-33
Issue Date	2016-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61201
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol66no6_01.pdf



中世後期ドイツの貴族団体

田口正樹

はじめに

中世後期ドイツの下級貴族 *Niederadel* は、由来としては、中世中期に不自由身分から上昇した家人（ミニステリアー

レン）層と自由人貴族が一三〇〇年ごろまでに合流して形成された階層である。⁽¹⁾ 中世後期のドイツ語史料では、下級貴族は、*ritter*、*knecht* などと呼ばれ、諸侯を頂点とする貴族の階層構造の中では、諸侯の下グラーフ、ヘルという貴族たちの更に下の最下層に位置する。⁽²⁾ 本稿は、一四・一五世紀ドイツにおける彼ら下級貴族の状況について、彼らによる団体形成という切り口を中心に検討を加えようとするものである。

西洋中世の貴族一般と同様、彼ら下級貴族においても、武人としての性格がその本質に属していた。教会理論家によって構想された身分秩序像の中で、貴族が「戦う人」としてとらえられていたことはよく知られているが、そうした把握は貴族の側の意識と社会的実態にも対応するものであった。例えば、貴族の子弟の教育においては、幼時に親元で簡単な読み書きを教わる可能性はあったものの、およそ一四歳ごろになって身体の発育が十分になると、武芸の習得が教育の中心を占めた。聖職者への道を進む者は別として、彼らは、主君の宮廷や親戚のもとに送られて、そこで小姓として奉仕を行いつつ、乗馬や剣など武芸の訓練を積み、あわせて貴族にふさわしい態度と振舞いを身に付けていった。⁽³⁾ 確かに、そうした宮廷生活における宮廷聖職者との接触などを通じて文字文化に関する知識を蓄積していった場合がないわけではなかったが、全体の中では例外的であり、身体的能力や勇敢さといった軍事的要素を重視する傾向は否定できない。一二・二三世紀の貴族にとって、読み書きできないことは決して否定的に評価されたわけではなく、読み書きの能力がよき戦士としての能力と共存する場合にはじめて、高い尊敬を獲得することができた。⁽⁴⁾ それどころか例えば、一五世紀後半のフランケンの下級貴族ルートヴィヒ・フォン・アイブ *Ludwig von Eyb* が、同じフランケンの下級貴族ヴィルヴォルト・フォン・シャウムベルク *Wilvolt von Schaumburg* の伝記の中で述べるところによれば、彼らの同輩の下級貴族たちは、大学での勉強は貴族にふさわしくないと見なし、貴族のうち大学で学識を得た者を、貴族ならぬ「書記」と呼んで蔑んでいた。⁽⁵⁾ 実際、一六世紀初めになっても彼らフランケンの下級貴族の城には書物はほとんど所蔵されてお

らず、小さな書庫でも持っている城は全体の中では僅かであった。⁽⁶⁾ そうした貴族の武人的性格は、本人の死後には墓碑彫刻として凝結される。一三世紀後半から一四世紀初めには、貴族の墓碑は甲冑と剣で武装した騎士の姿を表現するようになり、以後近世まで貴族の墓の基本パターンとして維持されたのである。⁽⁷⁾

このように貴族が武人的性格を色濃く帯びていた理由としては、中世ドイツにおいて、権利の維持と実現が当事者の実力行使に大きく依存していたという事情が考えられよう。領域内部における正当な実力行使を独占するような国家権力を欠く中世ドイツにおいては、実力行使は、近代国家内部における私的暴力のような犯罪行為ではなく、当事者間の和解や裁判などと並ぶ法的手段としての意味を持っていた。⁽⁸⁾ 人と土地に対する支配は、およそ貴族としての存在の本質的要件に属すると考えられるが、それを維持するためには、実力行使による担保が必要だったのである。このような権利実現のための実力行使Ⅱフェーデに対して、一二世紀以後のドイツでは王国全体や地方レベルで数多く成立したラントフリーデが、実力行使の対象・期間・開始方式・遂行態様などの面で制限を試み、そうした制限に違反しない実力行使が「正当なフェーデ」と見なされたが、それでも実力行使そのものは中世後期を通じて行われ続けたのであった。

一・中世後期ドイツ貴族の「危機」

しかし他方で、中世後期ドイツの貴族たちの実力行使について、理由のある権利主張を基礎に持つ権利実現手段というよりは、没落の危機に直面した貴族階層の端的な暴力行為としてネガティヴにとらえる見方は根強く存在する。「盗賊騎士」という、それ自体は一八世紀末ごろまでしかさかのぼらない表現が、中世後期ドイツの貴族についてしばしば用いられ、彼らの実力行使は、城を隠れ家にして街道を往来する富裕な商人を襲撃し、財貨を略奪して身代金を責め

取る非行と見なされるのである。このような視点は、とりわけ中世後期の都市側の諸史料にその先駆を持つものであるが、それが近代の歴史叙述にも広く受け入れられたのは、中世後期の貴族全般が置かれた状態についての認識と無理なく接合するように見えたからであろう。すなわち、中世後期の貴族はさまざまな面で危機に直面し、それまで有していた地位と意義を喪失しつつあると評価されていたのであり、「盗賊騎士」の行動は、貴族という未来なき階層の絶望的なあがきと考えられてきたのである。しかし、こうした貴族の没落という見方は、しばらく前からの諸研究を考慮すれば修正される必要がある。貴族の経済的窮乏化、国家権力の発展と都市市民の興隆による貴族の政治的・社会的地位の失墜、貴族の軍事的意義の喪失という三つの側面について、以下で検討してみよう。

第一に、貴族の経済状況については、確かに、人口増大と開墾による耕地拡大の時代であった中世中期に対して、中世後期において、疫病や戦争による人口の減少と停滞、それに伴う農業労働力の減少と農産物価格の低下など、貴族の農業経営にとって厳しい環境が出現したことはしばしば指摘されるところであり、多くの貴族が経済的問題に直面せざるをえなかったことは否定できない¹³。しかし同時に、貴族の中でもその経済力には家門によって著しい開きが存在したことに注意しなければならない。貴族といっても実質的に富裕な農民とそう変わらない生活状態の貧しい貴族が多数存在する一方で、数の上では少数であるが、多くの封を受領するなどして所領や権利を集積する経済的に有力な貴族家門も見られた¹⁴。そのような家門の中には、領邦君主に多額の資金を貸し付ける例もしばしば見出されるのである¹⁵。

第二に、国家権力の支配体制への統合と都市市民という競合集団の台頭が、貴族の政治的・社会的地位を低下させていったという把握に関しては、確かに、領邦レベルで進展した君主の支配強化の動きと都市の発展が、貴族の地位に加える圧力は無視できないものがある¹⁶。しかし他方で、領邦君主によって進められた支配体制の整備は、貴族支配と正面から衝突するものでは必ずしもなかったということにも留意しなければならない。領邦君主の宮廷の役職や、領邦の地

方統治の基本単位であったアムトの役職は、まず第一に貴族たちによって占められたのであって、貴族たちはそうした領邦君主への奉仕から大きな経済的利益を引き出すことができた。⁽¹⁷⁾ また特に一四世紀に、資金不足に悩む領邦君主は、アムトの役職やアムトそのものを貴族にしばしば質入れせざるをえなかったものであり、そのような場合には質入れを受けた貴族は自己の支配地と変わらぬ支配権を行使することができた。⁽¹⁸⁾ これに対して、こうしたポストへの市民身分出身者の進出は限られたものでしかなかった。⁽¹⁹⁾ 領邦君主の下で重要な役職を占めていく貴族と、前述の経済的に有力な貴族は、現実にはしばしば重なっていたのであり、彼らは領邦君主の支配装置とからみあいつつ、なお重要な意味を持続けたのである。

第三に、貴族の軍事的意義の喪失は、ドイツだけでなく他の諸国の貴族についてもしばしば論じられる。確かに、一四世紀に入って西洋世界では、貴族によって構成された騎兵軍が歩兵兵力に敗北する戦闘例が現れる。一三〇二年のクルトレーの戦いでは、フランドルの都市市民を主力とする歩兵軍がフランス王の騎兵軍に壊滅的打撃を与え、一三一五年のモルガルテンの戦いでは、スイス盟約者団の農民軍がハプスブルク家の騎士たちを撃破した。スイス盟約者団のハプスブルク家に対する戦勝は、その後も一三三九年のラウペンの戦い、一三八六年のゼンパツハの戦いと続く。またイングラントとフランスの百年戦争において、イングラントの長弓兵がフランスの貴族騎兵軍に対して、多大な威力を発揮したことも、よく知られている。近時の軍事史研究でも、一四世紀以後のこのような変化を「歩兵革命」と呼ぶ論者が存在し、⁽²⁰⁾ それまで決定的な戦力であった貴族騎兵に代わって歩兵が主要兵種として地位を固めていくことを西洋中世後期軍事史の大きな流れとしてとらえる見方もある。⁽²¹⁾

しかし、このような現象が現れるとはいえ、貴族の軍事的意義がただちに大きく損なわれたと見るのはいきすぎであろう。会戦における歩兵軍に対する敗戦について言えば、会戦の勝敗は兵種だけでなく、戦場地形の利用の仕方、軍の

士気、戦術の巧拙などの複合によって定まるのであって、これらの戦闘例から騎兵の意義低下をただちに帰結するのは短絡的である。例えば、クルトレーやモルガルテンでは、歩兵軍の側が水流と湿地や狭隘な峠道という地形を巧みに利用することによって、騎兵軍の展開力と機動力を封じて勝利をかちとつたのであり、百年戦争中のフランス軍の敗北も、拙劣な戦術に起因するところが大きい。⁽²³⁾ また百年戦争中の戦闘において貴族がしばしば馬から降りて、重装備の歩兵として戦ったことは、⁽²⁴⁾ 会戦における歩兵の意義の増大に貴族側が適応する能力を持っていたことを物語る現象であろう。更に、戦争全体を通じて見れば、このような会戦の頻度は少なく、相手支配下の農村での破壊・略奪行為が大きな割合を占めており、その際には騎兵の機動力が威力を発揮したのである。⁽²⁵⁾ 戦争における貴族騎兵の優位を脅かす現象が見られるにもかかわらず、なおその軍事的意義が失われなかったことは、一五世紀に入ってフランス国王やブルゴーニュ公のもとでその軍事力の中核として新たに設けられた常備軍が、やはり貴族の騎乗兵力を基本単位として編成されていたことからうかがわれる。⁽²⁶⁾

また、中世の戦争で農村の破壊・略奪と並んで大きな割合を占めていた攻城戦について言えば、一四世紀後半以来、都市や城塞の攻略に火炮を使用するケースが出てくるものの、一五世紀半ばごろまでの火炮は、移動、設置場所、発射速度、命中精度、破壊力などあらゆる点でなお制約の多いものであり、その効果は限られていた。従って、下級貴族の保有する城塞であっても、地形も利用した本格的な石造城塞であれば、攻城戦は防御側に有利であり、城に立てこもる貴族を屈服させるには、多大な困難を克服せねばならなかったのである。⁽²⁷⁾

以上の点を考慮するならば、中世後期ドイツの貴族についてその全面的な危機と没落を語るのは適切ではないであろう。むしろそこに見られるのは、貴族層内部での分化の傾向である。中世後期の諸変化の中で、貴族はそれらへの適応を迫られたのであり、その適応の成否によって、政治的・社会的・経済的に重要な地位を維持しまた強化しえた貴族と、

対応しきれずに脱落していく貴族に分かれていったのである。このような意味で、中世後期は貴族の淘汰の時代であり、貴族の対処能力が問われる時代でもあった。

二、貴族団体の結成

このような中世後期の環境に対する貴族たちの対処方法の一つとして、本稿では、下級貴族が多数参加した貴族団体 *Adelsgesellschaft* 結成の動きを取り上げて、その意味や貴族の実力行使との関係を考察する。中世後期ドイツにおいて、都市同盟や騎士修道会の影響も受けながら、下級貴族を中心とする多くの団体が成立したことは、従来から知られていた現象であるが、近年ヴェルナー・パラヴィチーニらが作成した目録では、一三三〇年代以後一五一七年までの期間について、九〇以上の貴族団体が数えられている。⁽²⁸⁾ この目録が、団体のシンボル、共通の衣装、団体の名称のいずれかを有する貴族団体のみを収録の対象としてそれ以外の結集形態を除外しており、⁽²⁹⁾ また貴族団体に関する史料状況が全体に良好でなく、研究の現段階でなお知られていない団体が相当数にのぼると推測されることを考えれば、⁽³⁰⁾ 中世後期ドイツ貴族の団体形成は更に大きな広がりを持っていたことが想定される。⁽³¹⁾ しかし以下では、さしあたり目録に取り上げられた貴族団体に考察を限定することしよう。

これらの貴族団体は、ドイツでは前述のように一三三〇年代から確認できるが、それらの創立の動向の時期的変化を見ると、一三七〇年から一四一〇年までの間に最初で最大のピークがあり、一四四〇年ごろに第二の、一四九〇年ごろに第三のピークがくる。⁽³²⁾

貴族団体の地理的分布は、決して均等ではない。全般に北ドイツ、北東ドイツでは非常に数が少なく、マイセン、チュー

リンゲン、ヴェルフエン家諸領邦など中部ドイツや、オーストリア、バイエルンなど東南ドイツではそれよりは多くの団体が見られ、一方ライン地方、フランケン、シュヴァーベンといった地域では特に多くの団体が成立している⁽³⁴⁾。おそらく貴族の存在構造自体がかなり異なると思われる北ドイツを別とすれば、中部ドイツ以南については、大規模な領邦の形成が進展し貴族たちがそこに組み込まれる方向が強く現れる地方では少なく、中小の領邦が錯綜し貴族たちの自由度が比較的大きい地方では多い、という傾向がうかがわれる。

これら貴族団体のうち、団体の規約文書が伝わっていて、その限りで組織や活動の方向がある程度わかるのは、約半数であり、その他の団体の中には、それに対抗するために諸侯や都市が同盟を結んだという形での敵対する側の証言でしか存在を確認できないものもかなりある。規約によって見る限りでは、貴族団体は、まず会のシンボル・徽章を持ち、団体のメンバーはそうしたシンボルや場合によっては共通の服装を、宮廷、トーナメント、教会などの公の場で周囲に見えるように身に付けることとされる。貴族団体はこのように共通のシンボルによって、外部に対して存在と団結を誇示したのであった。また、団体の組織面では、通常は会長が一人置かれる他、場合によっては彼を補佐する数名の執行部や会の書記が存在し、毎年一回ないし二回の頻度で会員の会合が定期的に開かれ、会合では会長の選出や規約の制定・改定などが行われる。新規に入会する会員は、会の規約の遵守を誓約するとともに、一定の入会金を支払うのが普通である。会員数や会員の地理的分布の点で大規模な団体においては、全体会の下部にいくつかの部分会が形成される例も見られる⁽³⁵⁾。

このように一定の共通性が認められるものの、さまざまに異なる性格の団体が含まれている。まず構造の点で、垂直的構造の団体と水平的構造の団体とを区別することができる。すなわち一方では、特定の君侯に主導権が握られていることが明瞭な団体がある。例えば、一四四四年の「ペリカン」会の創立文書は、ライン宮中伯ルー

トヴィヒ四世の証書として発行され、その中で宮中伯は「この会の首長、主人、君主」と称している。宮中伯は会員に保護を与えることを約束する一方、会員は宮中伯への忠誠を義務づけられる。新会員の入会可否の決定は宮中伯が単独で行い、会員から徴収された罰金や会の徽章は宮中伯の宮廷長官 *Hofmeister* が管理する。⁽³⁶⁾ また、一四四四年のゲデルン公に対する戦勝を記念して、翌年にユーリヒ・ベルク公ゲアハルトの下で設立された「聖フェルトウス」会の設立規約によれば、会のメンバーは入会にあたってユーリヒ・ベルク公の名誉と利益を侵害しないことを誓約せねばならず、もしも公と敵対する場合には六週間前に文書によってその旨を公に通告し、会員章を返却しなければならない。新たな会員の入会の可否はやはり公が単独で決定する。会は公の領邦内部のニデッゲン *Nideggen* の教会を宗教儀式上の中心としていたが、ニデッゲンは同時に公が頻繁に滞在した場所でもあり、公の宮廷との結びつきが明らかである。⁽³⁷⁾

これら領邦君主の下で設立された垂直的構造の貴族団体は、領邦内外の下級貴族を多くメンバーとしていたが、そうした下級貴族との関係では、彼らと領邦君主の結びつきを強化し、彼らを領邦君主のもとに統合するための装置としての側面を有するものであった。このように特定の君侯のイニシアティヴがはつきりした構造の貴族団体は、フランス、イングランド、イベリア半島諸国で王家と結びついて見られたのであり、またフランスのブルゴーニュ公のような大諸侯の下でも設立されていた。⁽³⁸⁾ ブルゴーニュ公フィリップ善良公が一四三〇年に設立した金羊毛騎士団はそのような団体であり、ブルゴーニュ公本人を団長として戴いていた。⁽³⁹⁾ ユーリヒ・ベルク公の「聖フェルトウス」会設立にも、金羊毛騎士団からの刺激が働いていたと考えられる。⁽⁴⁰⁾

しかし他方で、中世後期のドイツには、特定の君侯に優越した地位を認めず、メンバーが対等の立場で結成するような、水平的構造を持った貴族団体が多数見られた。例えば、アンドレアス・ランフトの研究によって詳しく描かれた、フランクテンの「留め金 *Fürspang*」会や中部ライン地方の「ロバ *Esel*」会⁽⁴¹⁾は、そのようなタイプの団体であった。

おそらく一三九二年に二六人のフランケンの下級貴族によって結成された「留め金」会では、会の会長職は当初一年毎に選挙されることになっており、特定のメンバーが突出しないように配慮されていた。⁽⁴¹⁾一三八七年以後その存在が確認される「ロバ」会においても、会長職は一年毎に改選され、同一人物の再任は規約で禁止されていた。また「ロバ」会⁽⁴²⁾は、諸侯、グラーフ、ヘルの入会も認めていたが、そうした高級貴族の加入には総会に出席した会員全員の同意が必要であった。⁽⁴³⁾一般の下級貴族の加入には過半数の同意で足りたのに比べれば厳格な要件であり、優越した勢力を持つ高級貴族が会の水平的構造を脅かすことへの警戒が示されているものと考えられる。もちろん実際には、「留め金」会においても同一人物が一年以上会長を務める事例が見られ、⁽⁴⁴⁾「ロバ」会でも何年かおきに会長を輩出するいくつかの家門が存在するなど、会員の中でも政治的・経済的・社会的に有力ないくつかの家門が、会の活動の中心になっていたのである。⁽⁴⁵⁾このように、それでも規約上はメンバー相互の関係は対等であり、その対等の関係の維持が図られているのである。このような水平的構造の団体の場合、団体は領邦君主による統合強化の圧力に対する下級貴族らの抵抗を支える側面を有していたと考えられる。例えば、一四八八年以後、ライン宮中伯がクライヒガウ Kraichgau の下級貴族への支配を強化し、彼らを領邦に組み込もうとしたのに対して、「ロバ」会の会員たちは、下級貴族側の団結の中心となり、宮中伯との交渉を行った。⁽⁴⁶⁾また、一四八九年に下バイエルンおよび上プファルツの貴族によって結成された「ライオン」会⁽⁴⁷⁾は、バイエルン公アルブレヒト四世の支配強化に対抗する貴族たちの結集として理解されうる団体であった。

貴族団体は、それがどのような活動を予定して結成されるか、という点でもさまざまな様相を示した。一四世紀に登場する団体の中には、軍事的あるいは攻撃的性格が前面に出ているものがしばしば見られる。例えば、一三七二年ごろシュヴァーベンで結成された「王冠 Krone」会⁽⁴⁸⁾は、その設立規約によれば、それぞれ隊長 Hauptmann を戴く分団 Haufen から成り立っており、メンバーは何らかの勤務を行う場合、まず分団全体で勤務を行うことができないかを

考慮すべきであるとされている。ここで念頭に置かれているのは、傭兵としての勤務であり、この種の団体については、一四世紀にドイツ貴族のイタリアでの傭兵勤務に伴って既に形成されていた傭兵集団との類似性が見られる。⁽⁴⁸⁾ また一三七九年にフランケンで結成された「グリフォン」会の設立規約は、フェーデの際の会員の相互援助義務をかなり詳細に規定する。会員が当事者となるフェーデの場合、他の会員は自らの費用でこの会員に助力を与える義務を負い、自分の城を開城して利用させなければならない。会の中心であるヴェルトハイム伯はフェーデの際には自らの費用で五グレーヴェン Glevén の兵力を提供することとされ、他の会員は伯から要請があれば伯を助ける義務を負い、その場合四週間は伯が兵力に給養のための物資を提供する。このようなフェーデにおける相互援助を重視した団体は、しばしば領邦間の地域政治の上で政治的・軍事的機能を果たす同盟としての側面を持っており、「グリフォン」会についてもマインツ大司教とライン宮中伯との対立の中での大司教側の同盟の一つという性格が推測されている。⁽⁴⁹⁾

それに対して、前述の「留め金」会の規約は、会員が死亡した場合の葬儀について、葬儀集会の開催手続と会員の出席義務、葬儀の際の聖職者の数や使われるべきロウソクの量などを詳細に規定し、更に会員の共通の徽章に関する規定や、トーナメントの際の会員間の相互援助（馬の貸借など）や会としてのトーナメント参加についての規定を含んでいる。⁽⁵⁰⁾ 同様に、「ロバ」会の規約にも、会員の葬儀と追悼やトーナメントに関する規定が見られる。⁽⁵¹⁾ このように、規約によれば、宗教的・社会的活動が重視されているような貴族団体も存在し、宗教的な面では貴族たちの兄弟団としての性格を示す団体も見られるわけである。⁽⁵²⁾ 従来の研究の中には、後にあげたような社交活動の側面を見る団体をトーナメント団体「Turniersgesellschaft」と呼んで、軍事的・政治的性格が前面に出た団体と区別して扱うものもある。しかし現実には、そのような場合でも団体の活動がトーナメントに尽きるわけではなく、ある団体とトーナメントとのかかわり方も時期によって異なる場合がある。また一三六一年に上バイエルンで成立した、名称が伝わっていない貴族団体の

ように、規約にトーナメント関係の規定を多く含みながらも、実質的には上バイエルン公ルートヴィヒ死後の支配権をめぐる対立の中で、上バイエルンの有力貴族たちが結束したという強い政治的性格を示すケースも存在したのであって、両者の境界は流動的である⁽³³⁾。

以上のような構造や性格の違いにもかかわらず、これらの貴族団体は、貴族の実力行使との関係では、団体の内部での平和を維持し、メンバーと外部との対立に際してはメンバーを支援するという共通の性格を示す。団体内部での敵対関係、とりわけフエーデについては、各団体は、極力その抑制を図っている。一三八一年にクレーフエ伯領で設立された「伊達男(Ges.)」会の規約や、同じくクレーフエ伯領で一三九三年に設立された「ロザリオ」会⁽³⁴⁾の設立文書のように、会の総会期間中やその前後について会員同士のフエーデを停戦することを定めるものがあり、更にいくつかの団体では会の内部におけるフエーデの禁止が要請された。外部の敵との戦争やフエーデを戦うことを想定した貴族団体にとってこの要請は当然であろうし、会員同士の紛争について後述のように仲裁の手續を規定する団体の場合も、前提として少なくとも紛争の初期段階におけるフエーデ抑止は要請されていたと考えられる。一四世紀末以後は、一三九一年の「草刈り鎌」会、同年の「こん棒」会、一四二八年の「一角獣」会、前述した一四四四年の「ペリカン」会、一四六三年の「聖霊」会など、会員間のフエーデや敵対関係を規約で明示的に排除する事例が見られるようになる⁽³⁵⁾。

しかし、フエーデを否定してみても、会員の間で対立自体が生じなくなるわけではない。そのようなメンバー同士の紛争の場合には、仲裁が解決方法として規定されるのが一般的であった。その場合、両当事者は会の会長やその他の会の仲裁人の判決に服従する義務を負う。会員は入会の際に会の規約の遵守を誓約することにより、紛争発生の際の手續についてもあらかじめ同意を与えたものとされるのである。前述の一三六一年の上バイエルンの貴族団体の規約によれば、会員相互の紛争は、会を代表する機関である四人委員会のもとで仲裁されるべきであり、そこで仲裁決定が成立し

ない場合には、両当事者は一人ないし三人を新たに会員の中から選んで仲裁人として四人委員会に付加することができるとされる。成立した仲裁決定に対して一方当事者が服従を拒否する場合には、会の全メンバーが他方当事者に助力を与える。⁽⁵⁶⁾一四二八年の「一角獣」会の規約によれば、会員同士の紛争は会の会長とそれを補佐する委員のもとで解決されるべきであり、その際会長たちはまず和解を成立させるよう努める。しかし、和解に至らない場合には、会長たちは全員一致または過半数による仲裁判決を下す。会員がこの判決に服従しない場合には、他の会員たちが判決の側に立つ。会長本人が他の会員と争う場合には、彼は仲裁判決の作成からはずれ、補佐役委員が別の仲裁人を選ぶ。補佐役委員が紛争当事者である場合は、会長が別のメンバーを仲裁人として選ぶ。⁽⁵⁷⁾

このように、多くの貴族団体は、会員同士のフエーデを排除し、内部の紛争を基本的には仲裁手続で解決する平和団体としての性格を示しているのである。すなわち、下級貴族のフエーデ実行との関係では、これら貴族団体はその内部において、フエーデのポテンシャルを引き下げる性格を持っていたと言える。そして、貴族、中でも実質的にはその中下層こそが、中世中期以後の神の平和やラントフリーデなどの平和運動において、その行動に制約を課されるべき標的であったことを考えれば、貴族団体という形で組織だった平和秩序が下級貴族のレベルにまで降りてきたこと、しかもそれが多くの団体においては彼らが対等の立場で結合するという形で実現したことの持つ意味は決して小さなものではない。それは中世中期以後進められてきた平和秩序形成の深化を示すとともに、実力行使を原則禁止する近世以後の世界の基礎を作り出すものでもあったのである。

これに対して、会員と会の外部の勢力との間の紛争については、それがフエーデに発展することが想定され、その際に他の会員が当事者の会員を援助することが、会によつて規定の詳細度に差はあっても、多くの規約で定められている。一三七五年に中・下ライン地方からアイフェルにかけてメンバーを集めて成立した「聖ゲオルク」会の規約によれば、

メンバーは相互援助の義務を負い、あるメンバーが財物を奪われた場合について他のメンバーの支援義務、他のメンバーに不法を加えた者を保護したり滞在させたりすることの禁止、メンバーが他から攻撃された場合の他のメンバーの援助義務、会長と執行部の承認なしに単独で会の敵と和解することの禁止などが規定されている。⁽⁵⁸⁾ 一四〇六年にティロールで設立された「ゾウ」会の規約によれば、会員は相互援助の義務を負い、会員の外部に対する権利要求および外部からの会員に対する権利要求に際しては当該会員を援助すべきこととされ、会員が領邦君主に脅かされた場合にはこれを助けるべきこととされている。⁽⁵⁹⁾ 更に、いくつかの会の規約は、フェーデの際の会員の提供兵力、フェーデの過程で手中に収められた城、略奪品、捕虜の帰属先などについて規定を置いている。⁽⁶⁰⁾ このような事例において、貴族団体は外部とのフェーデを戦い抜くための結合としての性格を示すわけである。

しかし、特に一五世紀に入ってから貴族団体は、最終的にはフェーデにおける相互援助を視野に入れていたとはいえず、非会員との紛争の場合にも、まず訴訟や仲裁による紛争解決の試みがなされるべきことを求めている。会員が会の後援を頼みとして強力な相手とのフェーデにむやみに突入することは、援助を義務付けられる他のメンバーにとって危険な行動であり、会としても会員の外部とのフェーデを制限する必要性が生じてきたのである。シュヴァーベンの「聖ゲオルクの楯」会が定めた、一四〇六年以降の多くの規約は、会員と部外者との争いについて、会員が被告となる場合には、会の側から原告に対して仲裁人が提案され、原告側が同意した仲裁人のもとでまず紛争解決が図られるべきこととし、そこで解決に至らない場合にはじめて会員の行うフェーデに対して会として助力するべきことと規定する。会員がフェーデによらない解決の試みを行わず、いきなりフェーデに突入するような場合には、会長など会の執行部や総会の判断によって、当該会員に会としての助力を拒否する態度を示している。⁽⁶¹⁾ 一四〇六年の「ゾウ」会の規約も、会員の権利主張への助力を規定しつつ、外部者が訴訟や仲裁による解決を拒否する場合には、他の会員は当該会員のフェーデに

助力する義務を負うと定める。しかし、このような手順をとらずにフエーデを行う会員に対しては会からの除名が規定されている。⁽⁶²⁾一四一四年の「インコ」会の規約も、会員が外部者から損害を被つたり、法拒絶されたり、攻撃されたりした場合、他の会員は外部者に対して訴訟や仲裁といった法的手段で解決するよう書面で警告するべきであり、外部者がそれに応じない場合には一四日以内に会員に助力を提供するべきであると定める。⁽⁶³⁾

このように、中世後期ドイツの貴族団体は、外部との関係では、フエーデを戦う団体としての性格を基本的には示しつつも、一五世紀には、いくつかの団体が、会員と非会員との紛争についても、フエーデの前段階として訴訟や仲裁などによる平和的解決の試みを会員に求めるようになり、その意味でフエーデを補充的手段としてとらえる態度を示しはじめたのであった。そして、外部とのフエーデのポテンシャルに関する、貴族団体のこうした両義的性格が、貴族団体の帝国国制上の位置づけを複雑なものとする事になった。

三．貴族団体と帝国国制

帝国全体の秩序における貴族団体の位置づけを考える場合、まずは王権との関係を見る必要がある。貴族団体の結成が活発になったのは前述のとおり一四世紀後半からであるが、当時の王権は、基本的に貴族団体の結成を禁止する態度で臨んでいた。カール四世の統治における王権のこうした態度を象徴的に示すのは、一三五六年の金印勅書第一章の規定である。⁽⁶⁴⁾そこでは、都市内外、都市間、人と人、人と都市の間で結ばれる誓約団体、会、同盟のうち、それらのメンバーの主君の同意を得ていないものが無効とされ、それらの結成が禁止された。⁽⁶⁵⁾この条項は、さしあたり都市の市民たちの誓約団体や都市間の同盟を念頭に置くものであったと考えられるが、勅書のテキストがそれに続けて、諸侯

や都市などが一般的ラント平和のために結成した同盟や結合を、禁止の対象から除外していることは、カール四世の秩序構想をよく示すものであろう。すなわち、カール四世は、地方毎にその地方の有力諸侯、貴族、都市が一体となって誓約するラントフリーデを樹立して、その中で、フェーデ行為の制限、有害な人々の追及、平和違反行為を裁判するラントフリーデ裁判所の組織（ラントフリーデに参加した諸侯、貴族、都市がその構成員を出す）などを規定して、王国内の秩序を安定させようとしたのであり、彼のもとでフランケン、ライン地方、シュヴァーベン、ヴェストファーレン、ロートリンゲンなどで地方毎に、王権の関与の程度の差はあれ、期限付きのラントフリーデが多数成立したのである。⁽⁶⁷⁾そして、平和秩序維持のための仕組みはこうした地方毎のラントフリーデに一本化されるべきなのであつて、それ以外に諸勢力が部分的に同盟することは抑制されるべきなのであつた。

従つて、このような王権の構想からすると、都市同盟だけでなく、貴族たちの団体形成もまた、禁圧の対象と見なされることになる。実際、カール四世は、一三七二年ごろに、貴族団体「王冠」会を解散させるよう、シュヴァーベン、フランケン、バイエルンの諸身分に対して指示し、今後そのような団体が登場しないよう努力せよと命令している。⁽⁶⁸⁾また一三七三年には、フリードベルクのブルクマンに対して、ヘッセンなどの貴族によつて結成された貴族団体「星」会への加入を禁じ、会を通じて諸侯であるヘッセンのラントグラーフやマイセン辺境伯に損害を与えることがないよう命令している。⁽⁶⁹⁾一三七五年には「聖ゲオルク」会に関して、先年選挙侯以下の諸身分の助言を得てドイツにおけるあらゆる団体結成を禁止したにもかかわらず、同会が新たに誓約によつて結成されたとして、会のメンバーとなった貴族たちに対して、神、名誉、皇帝の法に反するこの団体からすみやかに脱退することを命じ、さもなくば彼らの権利、封、財産を失うであろうと威嚇している。⁽⁷⁰⁾

しかし、こうした諸身分を一体とする地方毎のラントフリーデの構想は、現地の諸勢力間の対立の激化によつて次第

に維持できなくなる。カール四世の治世晩年には、シュヴァーベンで、ウルムを中心に大規模な都市同盟が結成され、王権との間に緊張が高まった。各地方における諸勢力の間の対立・緊張関係は、次の国王ヴェンツェルのもとで先鋭化し、一三八八年にはライン地方とシュヴァーベンで、諸侯・貴族対都市同盟の軍事衝突として爆発した。このときの対決は都市側の敗北で終わったが、その後も地方の状況は王権のコントロールを離れていく⁽⁷¹⁾。もろもろの部分的団体結成を抑制し、地方毎のラントフリーデに秩序形成を一本化しようとする王権の構想は、挫折を余儀なくされたのである。

こうした挫折をうけて、貴族団体の結成に否定的な王権の態度は、国王ジグスムントの時代に大きく変化した⁽⁷²⁾。この政策変更は、一四二二年に帝国集會開催中のニュルンベルクで発行された特権状において示されている⁽⁷³⁾。その中で国王は、一般に貴族がその諸権利を侵害されずに存立できるよう配慮することが必要であるとしつつ、しかしドイツの騎士ritterschaftが現在^{heute}に^{noch}まな^{noch}压迫を被っていること、一方国王は他の案件のため遠方にあり、貴族が国王に保護を求めるのが困難であることを述べて、ドイツの騎士が団結することを承認した⁽⁷⁴⁾。そして更に、そうした同盟に国王とライヒの都市を加入させることをも許可した⁽⁷⁶⁾。ただし、同盟は対象として国王およびその子孫とライヒを除外すべきであるとされ、国王とライヒに害をなすものであつてはならないとされた⁽⁷⁷⁾。王権の姿勢は、騎士たちによる貴族団体の結成を容認するものへと変化したのであり、更に王権は今やそうした結合に都市をも合流させることによって、平和秩序を形成しようという構想を打ち出したのである。

しかし、一四二二年の特権状はドイツ諸地方の騎士たちに団体結成と都市との結合を認めているとはいえず、そうした同盟関係がドイツの各地で当面の実現可能性を持っていたわけではない。王権の構想のために最もよく条件が整っており、現実には貴族団体と都市との合流が図られたのは、西南部のシュヴァーベンにおいてであった。まずここには「聖ゲオルクの楯」会という有力な貴族団体が、一四〇六年以来存在していた。この会は、組織的には三ないし四のかなり独

立性の高い部分会の連合体であり、しかも全体会・部分会とも存続期間が数年に限定されていたが、しかし期間満了のたびに規約変更や会員の変動を伴いつつ更新されて、一五世紀の大部分を通じてほぼ切れ目なく存続した。⁽⁷⁸⁾このような柔軟な構造のおかげで、「聖ゲオルクの楯」会は、シュヴァーベン⁽⁷⁹⁾の広い範囲の貴族たちをその傘下に集めていたのである。そして、この団体のメンバーであったシュヴァーベンの貴族たちとジギスムントの關係は、一四一四年から一四一八年まで開かれたコンスタンツ公會議を通じて、緊密なものとなった。この大教会會議の開催地に近かったシュヴァーベンの貴族たちは、開催準備の段階から国王の意を受けて活動し、開催中はコンスタンツに頻繁に姿を見せ、會議を主催するジギスムントの周囲で勤務したのである。それまでの国王たちと違ってドイツ国内に支配の基礎となる家領領邦を持たなかったジギスムントの側から見ると、彼らシュヴァーベン貴族は国王支配の支えとして貴重な存在であり、国王は「聖ゲオルクの楯」会とシュヴァーベン都市同盟を連合させようと試みることになった。

「聖ゲオルクの楯」会とシュヴァーベン都市同盟の間の交渉は、こうした王権の姿勢を背景に、国王本人の要請やヴェルテンベルク伯らの仲介を受けながら、一四二六年から一四三四年まで断続的に行われた。⁽⁸⁰⁾交渉では基本的に「聖ゲオルクの楯」会の側が同盟を提案する立場に立ち、都市同盟側は受動的であった。「聖ゲオルクの楯」会の同盟提案は、当初は両者およびそのメンバー間の紛争解決のための規定が中心を占める、緩やかな結合を志向するものであったが、一四三四年にキルヒハイム Kirchheim で行われた交渉では、他から攻撃を受けた場合の相互援助の義務づけなどを含む強固な同盟案が提示された。⁽⁸¹⁾しかしこれらの提案は、いずれも都市側の同意を得るに至らず、結局貴族団体と都市同盟の結合は実現しなかった。王権の構想は再び挫折することになったのである。

交渉が成果を生まなかった原因としては、個々の加盟都市の同意を尊重するシュヴァーベン都市同盟の水平的構造や、都市會議に派遣される使節の行動や権限が出身都市の参事会に細かく拘束されることによる都市同盟の意思決定の難し

さなど、都市側の事情も考えられるが、それだけでなく王権がなしくることが極めて限られていたという点も考慮しなければならぬであろう。同盟交渉が国王の意向を背景にしていたとはいえ、シュヴァーベンに直接の支配権を持たない国王は、交渉の直接当事者として介入することは出来なかった。一四二二年の特権状に見られる一般的理念も、王権の具体的な地方諸関係からの遊離を補償することはできなかったのである。

ジグスムントの構想が、その後の国王アルブレヒト二世およびフリードリヒ三世によって積極的に継続されることはなかった。それどころか、一四六七年にはフリードリヒ三世は、前年に結成されたバイエルンの「一角獣」会について、金印勅書第一五章の規定を引きつつその解散を命じている。⁽⁸³⁾ このように中世後期を通じて、貴族団体に帝国国制上の安定した地位を与えることに、王権は成功しなかったのである。

それでは、逆に貴族団体の側から、帝国国制の中に正統な地位を獲得する可能性は存したであろうか。しかし、そのためには、個々の貴族団体だけでは明らかに力不足であり、複数の貴族団体の広域にまたがる連携が必要となる。既に一三八一年には、「ライオン」会、「聖ヴィルヘルム」会、「聖ゲオルク」会という三つの貴族団体の間で同盟が成立して、ライン地方、シュヴァーベン、フランケン⁽⁸⁴⁾の貴族たちの連携が実現したことがあった。また一四三〇年から一四三二年に、ボヘミアのフス派との戦争を戦うために、「聖ゲオルクの楯」会などの貴族団体が、同盟締結や集会開催などの動きを見せた。⁽⁸⁵⁾しかし、これらの試みはいずれもごく短期間で終息していた。

そうした広範囲にわたる貴族の連携を示す事件として、一四七九―一八七七年に何度も開かれた大トーナメントが近年注目されている。これはバイエルン、フランケン、シュヴァーベン、ライン地方といういわゆる「四地方 Vier Lande」の下級貴族たちが多数参加した大規模な催しである。⁽⁸⁶⁾一四七九年にヴェルツブルクで開かれた最初の大トーナメントは、八〇〇名近い貴族の参加を得て非常な成功を収め、以後一四八〇年にマインツ、一四八一年にハイデルベルク、

一四八四年にシュトゥットガルトとインゴルシュタット、一四八五年にアンスバッハ、一四八六年にバンベルク、一四八七年にレーゲンスブルクとヴォルムスにおいて、次第に参加者を減じつつも、なお数百の貴族を集めて開催された。これらの開催地の多くは諸侯支配下の都市であり、従って諸侯が同意していることが催しの前提であった。しかし他方で、これらの大トーナメントは、フランケン「留め金」会やライン地方の「ロバ」会などの貴族団体を中心に運営され、諸侯など高級貴族もほとんど特別扱いされない水平的性格を示していた。この企画に結集した貴族たちは、トーナメントという舞台を活用して個々の貴族団体を越えた幅広い結び付きを可能にし、貴族の間の連帯を強化するとともに、他の階層に向かって自分たちの勢力と威信を誇示しようとしたのであった。その際、トーナメントという、本来擬似戦闘から宮廷スポーツ化したイベントが貴族のシンボルとして選ばれたことは、貴族と軍事との本質的な結び付きを改めて感じさせる。また、トーナメントの中でも、高価な専用の武器を必要としエリートのスポートとしての性格を強めていた一騎打ち方式⁽⁸⁷⁾ではなく、多くの騎士が二組に分かれてこん棒で殴りあう集団戦方式が主に採用されたことは、これらの催しの下級貴族の水平的結合としての性格を示すものであろう。

もともと、一方で幅広く貴族たちを催しに呼び込んでその結集を図りつつ、他方で外部に対して彼らの勢力と威信を誇示する、というのは問題なく両立する企図ではなかった。これらの催しの実行のために貴族団体の代表たちによって制定されたトーナメント規則からは、この点の困難さがうかがわれる⁽⁸⁸⁾。貴族の団結を維持するためには、トーナメントの場に参加者が個別に抱えていた対立が持ち込まれてはならず、トーナメントは規定の武器だけを用いてルールに則って行われねばならない。規則違反に対しては、競技場の仕切りに止め置かれるなどの罰則が定められる。イベントは華やかでなければならないが、華美がいきすぎると経済力の弱い貴族は脱落せざるをえないので、参加者やその同伴する女性の服装や装飾品についての規制が必要となる。しかし、とりわけ問題となったのは、トーナメントへの参加資格

である。一四七九年のヴェルツブルクのトーナメント規則は、この点を比較的緩やかに規定し、先祖が過去五〇年の間にトーナメントに参加した事実を参加資格を持つ二人の貴族により証明されること、などを要求していたに過ぎなかった。⁽⁸⁹⁾ それに対して、一四八一年のハイデルベルクの規則は、おそらく「ロバ」会の要求により、トーナメント参加歴の証明に加えて、四人の先祖が貴族であることという「先祖改め Ahnenprobe」を規定し、また都市に市民権を持つ貴族はそれを前もって放棄しない限り参加を許されないこととした。⁽⁹⁰⁾ しかし、こうした厳格な参加資格要求は、トーナメント参加者の減少を招いたため、一四八五年にハイルブロンで制定された規則は再び資格要件を緩和し、都市在住の貴族に関しては、その者が自発的に都市に居住し、都市に税を払い、都市の役職に就き、市民と同様の義務を負っているものでなければ、参加を認めることとした。⁽⁹¹⁾

このような参加資格の緩和にもかかわらず、おそらく参加に伴う出費の増大などを原因として、大トーナメントは一四八七年を最後に終了する。それまでの貴族団体の広域連携同様、今回も一〇年足らずという比較的短期間に限られた現象ではあったが、その意味は小さくなかったと考えられる。大トーナメントが展開された一四七〇・八〇年代は、それまで停滞していた帝国国制のありかたをめぐる王権と諸身分の交渉がようやく活発化する時期であり、その限りで貴族たちの動きも、皇帝と帝国議会に結集した帝国諸身分との対峙という近世的二元主義の成立へ向かう、帝国国制の凝集過程の一部をなすものであった。そして大規模なトーナメントを貴族団体の下級貴族たちが運営する中で、トーナメント規則に見られたように、貴族たるにふさわしい資格や振舞いが論じられ、貴族たちの自意識が高められていったのである。

おわりに

「四地方」の貴族たちの大トーナメントと同じ時期に加速されていた帝国国制の凝集は、頻繁に開催されるようになった帝国議会の活動と帝国議会そのものの制度化によって一層進展し、一四九五年のヴォルムスの帝国議会では、国内におけるフェーデ遂行を全面的に禁止する永久ラントフリーデの成立と、帝国の紛争解決機関としての帝国最高法院 Reichskammergericht の設置として、結実する。中世後期に貴族団体などの形で部分的に実現が図られていた平和が、今や国内一律に妥当すべきものとされたのである。既に下級貴族たちが自ら貴族団体に結集したことは、貴族たちが実力行使の自己制限に傾きつつあったことを示していたが、更に一五世紀後半以後、貴族を取り巻く軍事的諸条件が変化していったことにより、貴族のフェーデは実行上の基盤をも失って、一六世紀の間に、時間をかけてではあるが、消滅していった。

すなわち一五世紀後半以後、国王や領邦君主が機動的な砲兵隊を整備し、改良された火砲を攻城に本格的に使用するようになったことは、下級貴族の軍事的自己主張とフェーデのよりどころであった中世城塞の防御力を奪い取るものであった。そうした火砲による攻撃に対しては、もちろんすぐに新たな築城法が開発されるが、多額の費用を要する城塞の改築・拡張は下級貴族には不可能であった。⁽⁹³⁾一五世紀末から豊かな所領と大胆なフェーデ遂行を背景に、下級貴族の間で高い名声を誇ったライン地方の下級貴族フランツ・フォン・ジッキンゲンが、一五二二・二三三年、トリリア大司教相手に仕掛けたフェーデで、諸侯連合軍にその本城を破壊されて惨敗したことは、こうした変化した環境の中では下級貴族の実力行使にもはや将来がないことを、明瞭に示した事件であった。

また会戦における戦術の変化も、貴族と軍事の関係を変えていく。一四七〇年代のブルゴーニュ公との戦争以来、密集陣形戦術をとるスイス歩兵が全ヨーロッパの傭兵市場で評価を高め、一四八〇年代以後スイス歩兵を模倣しつつランズクネヒト Landsknecht と呼ばれるドイツ歩兵が活躍しはじめると、戦場における歩兵集団の重要性が従来より高ま

り、ドイツ貴族が歩兵として同じ戦列に参加する例も見られるようになる⁽⁹⁴⁾。歩兵、騎兵、砲兵といった異なる兵種の組み合わせと適時の投入が会戦の勝敗を決するようになったことから、また多様な身分出身の兵士が軍を構成することからも、軍事行動にはますます規律が要求されていく⁽⁹⁵⁾。このような諸変化の結果、貴族は、フェーデ遂行の形で生活の全面において戦士であるような存在から、軍隊という特別な世界でそこでの規則に服しつつ戦う軍人・将校へと性格を変えていったのである⁽⁹⁶⁾。

中世後期の貴族団体に見られたような貴族間の結合の近世における展開としては、帝国騎士団体 *Reichsritterschaft* の成立が重要である⁽⁹⁷⁾。バイエルンの下級貴族のように近世には領邦国家に組み込まれて領邦諸身分として存続していく例も多く見られたが、それに対してシュヴァーベン、フランケン、ライン地方などの下級貴族は、一五四〇年代以後、帝国議会に議席を有しないが、領邦権力に服属せず皇帝に直属するという特殊な地位を主張する、帝国騎士団体を形成していく。帝国騎士団体は、上記三つの地方の騎士クライス *Ritterkreis* のゆるやかな連合体であり、最も活発な活動単位となったのは、騎士クライスの下部の地方騎士団体である。中世後期の貴族団体が、ある地域の一部の下級貴族によって自発的に結成された組織で、他の団体との重複加入もおおむね否定されなかったのに対して、地方騎士団体は、当該地域の帝国直属の下級貴族のすべてを網羅する存在であり、団体への不加入はただちに領邦所属を意味したのであって、両者の間にはその限りで性格の相違がある⁽⁹⁸⁾。しかし、シュヴァーベンの「聖ゲオルクの楯」会の一四八八年時点における部分会の地域構成が、シュヴァーベン騎士クライスのもとでの地方騎士団体の構成と重なっていたことや、近世の地方騎士団体の紋章が中世後期にその地域に存在していた貴族団体のシンボルとしばしば一致していたことが示すように⁽¹⁰⁰⁾、中世後期の貴族団体の存在と活動は、近世の帝国騎士団体の前提をなすものであった。貴族団体の結成は、下級貴族が共同の意思形成と政治的活動に習熟する機会をもたらしただけであり、その経験と伝統が、近世においては、

皇帝と帝国議会の二元構造の成立とそれに伴う帝国直属と領邦所属という分類原理の浸透に対応して、帝国騎士団体の成立として結実したものと考えられるのである。

- (1) 家人 (ミニステリアーレン) から下級貴族への移行については、*Josef FLECKENSTEIN (Hg.), Herrschaft und Stand. Untersuchungen zur Sozialgeschichte im 13. Jahrhundert. (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, Bd. 51), 2. Aufl., Göttingen 1979* 所収の諸論文や、*Werner HECHBERGER, Adel, Ministerialität und Rittertum im Mittelalter. (Enzyklopädie deutscher Geschichte, Bd. 72), München 2004, S. 27 ff. の概観を参照。*
- (2) 諸侯・グラーフ・ヘルツォーク上級貴族と下級貴族の区分は、地方により違いもあるが、西部・西南部を中心にドイツの広い範囲において、法的・社会的にもある程度の局面で考慮されており、貴族身分の内部構成として意味を持っていたと扱われる。Karl-Heinz SPIESS, *Ständische Abgrenzung und soziale Differenzierung zwischen Hochadel und Ritteradel im Spätmittelalter*, in: *Rheinische Vierteljahrsblätter 56 (1992), S. 181-205, 444*、*郡中の上層市民と市民の区別*を関連して、*ツビザ' Kurt ANDERMANN und Peter JOHANEK (Hg.), Zwischen Nicht-Adel und Adel. (Vorträge und Forschungen, Bd. 53), Stuttgart 2001* 所収の諸論文を参照。また、*中世後期ドイツの下級貴族の地域間比較研究*を、*Joachim SCHNEIDER, Spätmittelalterlicher deutscher Niederadel. Ein landschaftlicher Vergleich. (Monographien zur Geschichte des Mittelalters, Bd. 52), Stuttgart 2003*。
- (3) Lutz FENSKKE, *Der Knappe: Erziehung und Funktion*, in: *Josef FLECKENSTEIN (Hg.), Curialitas. Studien zu Grundlagen der höfisch-ritterlichen Kultur. (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, Bd. 100), Göttingen 1990, S. 55-127, S. 80 ff.*
- (4) Sabine KRÜGER, "Verhöfflichter Krieger" und miles illiteratus, in: *J. FLECKENSTEIN (Hg.), Curialitas (註3), S. 326-349, S. 330, 335*。
- (5) Rudolf ENDRES, *Adelige Lebensformen in Franken im Spätmittelalter*, in: *Heinrich APPELT (Hg.), Adelige Sachkultur des*

- Spätmittelalters. (Veröffentlichungen des Instituts für Mittelalterliche Realienkunde, Bd. 5). Wien 1982, S. 73-104, S. 91.) の中世に關する歴史学上 Sven RAABEL, Niederadlige Lebensformen im späten Mittelalter. Wiwolt von Schaumburg (um 1450-1510) und Ludwig von Eyb d. J. (1450-1521). (Veröffentlichungen der Gesellschaft für fränkische Geschichte, Reihe IX: Darstellungen aus der fränkischen Geschichte, Bd. 53). Würzburg 2006.
- (9) R. ENDRES, a. a. O. (註10), S. 100.
- (10) Helfried VALENTINITSCH, Die Aussage des spätmittelalterlichen Grabmals für die adelige Sachkultur, in: H. APPELT (Hg.), a. a. O. (註10), S. 273-292.
- (8)) のような見方を提言して、中世世界と近代國家の異質性を際立たせたのは、周知のようだが、オットー・ブルハナーである。 Otto BRUNNER, Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter, 5. Aufl., Wien 1965. 中世後期をテーマのテーマに關しては、最近の研究から、かなり多くの点が多々あるが、別稿に譲ることにする。
- (9) Karl-Ferdinand WERNER, Art. Adel, in: Lexikon des Mittelalters, Bd. 1, Stuttgart u. a. 1980, Sp. 119; Gerhard DILCHER, Der alteuropäische Adel - ein verfassungsgeschichtlicher Typus ?, in: Hans-Ulrich WEHLER (Hg.), Europäischer Adel 1750-1950 (Geschichte und Gesellschaft, Sonderheft 13). Göttingen 1990, S. 57-86, S. 68 ff.
- (10) Kurt ANDERMANN, Raubritter - Raubfürsten - Raubbürger ? Zur Kritik eines untauglichen Begriffs, in: Ders., (Hg.), »Raubritter« oder »Rechtsschaffene vom Adel« ? Aspekte von Politik, Friede und Recht im späten Mittelalter, (Oberheinische Studien, Bd. 14), Sigmaringen 1997, S. 9-29, S. 9 ff.
- (11)) のような見方から中世後期のテーマをとり扱った歴史学上 Ulrich ANDERMANN, Ritterliche Gewalt und bürgerliche Selbstbestimmung. Untersuchungen zur Kriminalisierung und Bekämpfung des spätmittelalterlichen Raubrittertums am Beispiel norddeutscher Hansestädte. (Rechtshistorische Reihe, Bd. 91), Frankfurt a. M. u. a., 1991.
- (12) Werner ROSENER, Krisen und Konjunkturen der Wirtschaft im spätmittelalterlichen Deutschland, in: Ferdinand SEIERT und Winfried EBBERHARD (Hg.), Europa 1400. Die Krise des Spätmittelalters, Stuttgart 1984, S. 24-38, S. 30 f.
- (13) Roger SABLONIER, Zur wirtschaftlichen Situation des Adels im Spätmittelalter, in: H. Appelt (Hg.), a. a. O. (註10), S. 9-34.

S. 13.

- (14) Roger SABLONIER, Adel im Wandel Eine Untersuchung zur sozialen Situation des ostschweizerischen Adels um 1300, (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, Bd. 66), Göttingen 1979, S. 86-142; Regina GÖRNER, Raubritter. Untersuchungen zur Lage des spätmittelalterlichen Niederadels, besonders im südlichen Westfalen, (Veröffentlichungen der Historischen Kommission für Westfalen, Bd. 22, Geschichtliche Arbeiten zur westfälischen Landesforschung, Bd. 18), Münster 1987, S. 21-111.
- (15) R. GÖRNER, a. a. O. (註14), S. 64-84.
- (16) Andreas RANFT, Einer von Adel. Zu adligem Selbstverständnis und Krisenbewußtsein im 15. Jahrhundert, in: Historische Zeitschrift 263 (1996), S. 317-343, S. 331 ff.
- (17) R. SABLONIER, Adel im Wandel (註14), S. 210-223; DERS., Zur wirtschaftlichen Situation (註15), S. 12; R. GÖRNER, a. a. O. (註14), S. 50-64, 111-161.
- (18) R. GÖRNER, a. a. O. (註14), S. 69-77; Hellmuth GENSICKÉ, Der Adel im Mittelrheingebiet, in: Hellmuth RÖSSLER (Hg.), Deutscher Adel, Bd. 1: 1430-1555, (Schriften zur Problematik der deutschen Führungsschichten in der Neuzeit, Bd. 1, Büdinger Vorträge 1963), Darmstadt 1965, S. 127-152, S. 134; Gerhard von LENTHE, Niedersächsischer Adel zwischen Spätmittelalter und Neuzeit, in: Ebenda, S. 177-202, S. 184 ff.
- (19) Ernst SCHUBERT, Fürstliche Herrschaft und Territorium im späten Mittelalter, (Enzyklopädie deutscher Geschichte, Bd. 35), München 1996, S. 18 f.; R. GÖRNER, a. a. O. (註14), S. 153-157.
- (20) Clifford J. ROGERS, The Military Revolution of the Hundred Years War, in: Id. (ed.), The Military Revolution Debate, San Francisco etc. 1995, pp. 55-93; Id., The Age of the Hundred Years War, in: Maurice KEEN (ed.), Medieval Warfare. A History, Oxford 1999, pp. 136-160.
- (21) Volker SCHMIDTCHEN, Aspekte des Strukturwandels im europäischen Kriegswesen und ihre Ursachen, in: Ferdinand SEIBT, Winfried EBERHARD (Hg.), Europa 1500. Integrationsprozesse im Widerstreit. Staaten, Regionen, Personenverbände, Christenheit, Stuttgart 1986, S. 445-467.

- (22) 戦時政治の発展の歴史について V. SCHMIDTCHEN, a. a. O. (註 2), S. 451 ff.
- (23) Michael E. MALLER, *The Art of War*, in: Thomas A. BRADY, Jr. etc. (ed.), *Handbook of European History 1400-1600. Late Middle Ages, Renaissance and Reformation*, Vol. 1: Structures and Assertions, Leiden etc. 1994, pp. 535-557, p. 537.
- (24) Roger SABLONIER, *Rittertum, Adel und Kriegswesen im Spätmittelalter*, in: Josef FLECKENSTEIN (Hg.), *Das ritterliche Turnier im Mittelalter*, (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, Bd. 80), Göttingen 1985, S. 532-567, S. 538; Ch. ROGERS, *The Age of the Hundred Years War* (註 8), p. 142.
- (25) R. SABLONIER, *Rittertum* (註 4), S. 537. 戦時政治の発展の歴史について V. SCHMIDTCHEN, a. a. O. (註 2), S. 451 ff.
- (26) CHRISTOPHER ALLMAND, *War and the Non-Combatant in the Middle Ages*, in: M. KEEN (ed.), *Medieval Warfare* (註 8), pp. 253-272.
- (26) Christopher ALLMAND, *War*, in: Id. (ed.), *The New Cambridge Medieval History*, Vol. VII, c. 1415-c. 1500, Cambridge etc. 1998, pp. 161-174, p. 166-7; Andrew AYTON, *Arms, Armour and Horses*, in: M. KEEN (ed.), *Medieval Warfare* (註 8), pp. 186-208, p. 207.
- (27) Ch. ALLMAND, op. cit. (註 8), pp. 168-9.
- (28) Karl Heinrich Freiherr ROTH VON SCHRECKENSTEIN, *Geschichte der ehemaligen freien Reichsritterschaft in Schwaben, Franken und am Rheinstrom*, Bd. 1, Tübingen 1859 (ND Neustadt an der Aisch 1998), S. 309 f., 446 ff., 467 ff., 489 ff., 563 ff.; Otto von GIERKE, *Das deutsche Genossenschaft*, Bd. 1: *Rechtsgeschichte der deutschen Genossenschaft*, Berlin 1868 (ND Graz 1954), S. 488-497. 日本における戦時政治の発展の歴史について 黒田明彦『戦国時代政治の発展の歴史』(武蔵書院 1795年) 179頁以下。
- (29) Holger KRUSE, Werner PARAVICINI, Andreas RANFT (Hg.), *Ritterorden und Adelsgesellschaften im spätmittelalterlichen Deutschland. Ein systematisches Verzeichnis*, (Kieler Werkstücke, D. 1), Frankfurt a. M. u. a., 1991.
- (30) Ebenda, S. 13 ff.
- (31) Ebenda, S. 23 f. 中世後期ドイツの貴族団体について Andreas RANFT, *Adel und Stadt im späten Mittelalter. Ihr Verhältnis am Beispiel der Adelsgesellschaften*, in: Stefan RHEIN (Hg.), *Die Kraichgauer Ritterschaft in der frühen Neuzeit*, (Melanchthon- Schriften der Stadt Bretten, Bd. 3), Sigmaringen 1993, S. 47-64; DENS., *Reichsreform als*

Adelsreform? Das Beispiel der Adelsgesellschaften, in: Ivan HLAVÁČEK und Alexander PATSCHOVSKY (Hg.), Reform von Kirche und Reich zur Zeit der Konzilien von Konstanz (1414-1418) und Basel (1431-1449), Konstanz 1996, S. 135-156; Hartmut BOOCKMANN, Heinrich DORMEIER, Konzilien, Kirchen- und Reichsreform (1410-1495), (Gebhardt, Handbuch der deutschen Geschichte, 10. Aufl., Bd. 8), Stuttgart 2005, S. 149f.; W. HECHBERGER, a. a. O. (註一), S. 40f., 112; Barbara HAMMES, Ritterliche Fürst und Ritterschaft. Konkurrierende Vergegenwärtigung ritterlich-höfischer Tradition im Umkreis südwestdeutscher Fürstenhöfe 1350-1450, (Veröffentlichungen der Kommission für geschichtliche Landeskunde in Baden-Württemberg, Reihe B, Forschungen, Bd. 185), Stuttgart 2011, S. 224-293 参照。

- (32) 例えば、フランクへの貴族たちや、一五世紀に、ヤツルンベルク司教領邦の政治や帝国の政策との関係で、何度も結集して行動したが、なごった結合は記録には収録されつつある。Ernst SCHUBERT, Landstände des Hochstifts Würzburg, (Veröffentlichungen der Gesellschaft für Fränkische Geschichte, Bd. 23), Würzburg 1967, S. 63 ff.; Cord ULRICH, Vom Lehnhof zur Reichsritterschaft. Strukturen des Fränkischen Niederadels am Übergang vom späten Mittelalter zur frühen Neuzeit, (Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beiheft 134), Stuttgart 1997, S. 153 ff.

- (33) Andreas RANFT, Adelsgesellschaften. Gruppenbildung und Genossenschaft im spätmittelalterlichen Reich, (Kiefler Historische Studien, Bd. 38), Sigmaringen 1994, S. 30, 259.

- (34) Ebenda, S. 28 f., 33; H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註3), S. 25.

- (35) H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註3), S. 30 f.

- (36) H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註3), S. 350.

- (37) H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註3), S. 373 f.; Helmut LAHRKAMP, Beiträge zur Geschichte des Hubertusordens der Herzöge von Jülich-Berg und verwandter Gründungen, in: Düsseldorf Jahrbuch 49 (1959), S. 3-49, S. 11 ff., 17 f.

- (38) 今の現象の背景をいふに於て、D'Arcy Jonathan Dacre BOUTRON, The Knights of the Crown. The Monarchical Orders of Knighthood in Later Medieval Europe 1325-1520, Woodbridge 1987 参照。

- (39) 金羊毛勳章十国について、ヤツルンベルク Heribert MÜLLER, Fasanenfest und Orden vom Goldenen Vlies. Neuerscheinungen zur burgundischen Geschichte und Geschichtsschreibung, in: Zeitschrift für Historische Forschung 27 (2000), S. 203-227, S.

- 211f. Sonia DÜNBELL, Der Orden vom Goldenen Vlies und die Beherrschung des Adels: Karl als Herr oder Ordensbruder ?, in: Klaus OSCHIMA, Rainer C. SCHWINGES (Hg.), Karl der Kühne von Burgund. Fürst zwischen europäischem Adel und der Eidgenossenschaft, Zürich 2010, S. 171-183 や参照。
- (40) H. LAHRKAMP, a. a. O. (註5), S. 4 ff.
- (41) A. RANFT, Adelsgesellschaften (註33), S. 60 ff., 286; H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 157.
- (42) A. RANFT, Adelsgesellschaften (註33), S. 139 ff., 135; H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 130, 133.
- (43) A. RANFT, Adelsgesellschaften (註33), S. 61.
- (44) Ebenda, S. 139.
- (45) Ebenda, S. 52 ff.
- (46) Ebenda, S. 180 ff.
- (47) Ebenda, S. 197 ff.; H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 442 ff.
- (48) Konrad RUSER, Zur Geschichte der Gesellschaften von Herren, Rittern und Knechten in Süddeutschland während des 14. Jahrhunderts, in: Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte 34/35 (1975/76), S. 1-100, S. 27 ff., 51 f.; H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 81 ff. エーデルナー・フォン・ウルスリンゲン Werner von Urslingen やコンラート・フォン・ランタウ Konrad von Landau やつた有力な傭兵隊長に率いられたドイツ傭兵は「十三〇年」のオスマニアの戦場を支配していた。Michael MALLETT, Mercenaries, in: M. KREN (ed.), Medieval Warfare (註8), pp. 209-229, p. 218. 更に「ドイツ国内」の一四世紀以後「都市が近隣の貴族など傭兵契約を結ぶ事例が多く見られた」Gerhard FOUQUET, Die Finanzierung von Krieg und Verteidigung in oberdeutschen Städten des späten Mittelalters (1400-1500), in: Bernhard KIRCHGÄSSNER und Günter SCHOLZ (Hg.), Stadt und Krieg, (Stadt in der Geschichte, Bd. 15), Sigmaringen 1989, S. 41-75; Brigitte Maria WÜBBKE, Das Militärwesen der Stadt Köln im 15. Jahrhundert, (Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beiheft 91), Stuttgart 1991, S. 139 ff.
- (49) K. RUSER, a. a. O. (註8), S. 30 f., 54 ff.; H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 100 ff.
- (50) A. RANFT, Adelsgesellschaften (註33), S. 85 ff., 286 ff.

- (15) Ebenda, S. 156 ff.
- (16) Ebenda, S. 223 ff.
- (17) Ebenda, S. 185 ff.; H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 60 ff.
- (18) H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 122, 173.
- (19) H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 147 f., 154, 279, 350, 399.
- (20) H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 64.
- (21) H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 275.
- (22) H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 95 f.; Karl E. DEMANDT (Bearb.), *Regesten der Grafen von Katzenelnbogen 1060-1486*, Bd. 1: 1060-1418, (Veröffentlichungen der Historischen Kommission für Nassau, Bd. 11), Wiesbaden 1953, Nr. 1541.
- (23) H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 200.
- (24) H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 385 f. (註12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000).
- (25) Herbert OBENAU, *Recht und Verfassung der Gesellschaft mit St. Jörgenschild in Schwaben*, (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, Bd. 7), Göttingen 1961, S. 44 ff., 76 ff.
- (26) H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 200 f.
- (27) H. KRUSE u. a., (Hg.), a. a. O. (註8), S. 257.
- (28) Wolfgang D. FRITZ (Bearb.), *Monumenta Germaniae Historica. Legum sectio IV. Constitutiones et acta publica imperatorum et regum*, T. 11, 7. Lieferung, Weimar 1988, Die Goldene Bulle vom 10. Januar und 25. Dezember 1356, S. 600. なお、金印勅書に関する最近の研究として、横川大輔「一四世紀後半における『金印勅書』(一三五六年)の認識——カール四世の治世(一三七八年まで)を中心に——」『北大法学論集』六三卷二号(二〇一二年)一一五六頁。
- (29) "... quas civitates seu persone cuiuscumque dignitatis, conditionis aut status sive inter se sive cum aliis absque auctoritate dominorum, quorum subiti vel ministeriales seu in quorum districtu consistunt, eisdem dominis nominatum non exceptis fecerunt hactenus et facere presumperint in futuro, sicut eas per sacras divorum augustorum predecessorum nostrorum leges prohibitas non ambigitur et cassatas".

- (66) "Illi confederationibus et ligis duntaxat exceptis, quas principes et civitates ac alii super generali pace provinciarum atque terrarum inter se firmasse noscuntur, ..."
- (67) Heinz ANGERMEIER, Königtum und Landfriede im deutschen Spätmittelalter, München 1966, S. 174-266.
- (68) K. RUSER, a. a. O. (註 69), S. 52 ff.
- (69) Johann Friedrich BÖHMER, Alfons HUBER (Hg.), Regesta imperii. VIII, Die Regesten des Kaiserreichs unter Kaiser Karl IV. 1346-1378, Innsbruck 1877, (ND Hildesheim 1968), Nr. 5282, 5322.
- (70) Ebenda, Nr. 5515.
- (71) H. ANGERMEIER, a. a. O. (註 67), S. 254-317; Peter MORAW, Von offener Verfassung zu gestalter Verdichtung: Das Reich im späten Mittelalter 1250 bis 1490, (Propyläen Geschichte Deutschlands, Bd. 3), Berlin 1985, S. 256 ff.
- (72) Hermann MAU, Die Rittergesellschaften mit St. Jörgenschild in Schwaben, Bd. 1: Politische Geschichte 1406-1437, (Darstellungen aus der württembergischen Geschichte, Bd. 33), Stuttgart 1941, S. 48 ff.; H. BOOCKMANN, H. DORMEIER, a. a. O. (註 67), S. 69f.
- (73) Lorenz WEINRICH, Quellen zur Verfassungsgeschichte des römisch-deutschen Reiches im Spätmittelalter (1250-1500), (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters, Bd. 33), Darmstadt 1983, S. 463 f. 464; 黒田時政『編纂書 (註 68)』四〇頁。
- (74) "... so ist doch unser betrachtung nicht klein doruf gewant, wie unser und desselben richs ritterschaft, damit der adel bestatt ist, also versorget werde, das er bestee und nicht zerrutte, zerstort oder also gedungen sey an seinen rechen, sunder das er bey unsern zeiten an seinem wesen glucklich und selichlich bleibe und aufneme. Und wann wir wol vernommen haben, das die ritterschaft in Deutschen landen vil twang leydet und vast gedrunge wirdet an iren rechen von ertlichen und ufhaltung solichs unrechen wol bedorffe, und, wiewol sy villeicht offte gern zu uns zuflucht hetten von solchs unrechts wegen und anruetten, in das zu wenden, so sein wir oft zu verre von anderr unserr gescheffe wegen, die wir fur handen haben, das sy uns nicht tuglich moegen erreichen ...".
- (75) "... dorumb mit wolbedachtem muote, gutem rate und rechter wissen geben wir volle macht und gewalt der egenanten

- Stuttgart 1986, S. 168-173, 201-211, 212-218, 219-223.
- (68) Ebenda, S. 220.
- (69) Ebenda, S. 168 f.
- (70) Ebenda, S. 203.
- (71) P. MORAW, a. a. O. (注17), S. 389 ff.
- (72) Ch. ALLMAND, *War* (注8), p. 169; M. E. MALLETT, *The Art of War* (注23), pp. 545-6.
- (73) Hans-Michael MÖLLER, *Das Regiment der Landsknechte. Untersuchungen zu Verfassung, Recht und Selbstverständnis in deutschen Söldnerheeren des 16. Jahrhunderts*, (Frankfurter Historische Abhandlungen, Bd. 12), Wiesbaden 1976; Reinhard BAUMANN, *Landsknechte. Ihre Geschichte und Kultur vom späten Mittelalter bis zum Dreißigjährigen Krieg*, München 1994. 「中世最後の騎士」皇帝マクシミリアン一世が、自ら長槍を取ってランズクネヒトの隊列に加わったことは、兵士の身分差を戦場において自ら乗り越えて、貴族たちに範を示す意味があったと思われる。
- (74) Maurice KEEN, *The Changing Scene. Guns, Gunpowder and Permanent Armies*, in: ID. (ed.), *Medieval Warfare*, pp. 273-291, pp. 287-290; Rainer WOHLFEL, *Adel und neues Heerwesen*, in: H. RÖSSLER (Hg.), a. a. O. (注8), S. 203-233, S. 220 ff.
- (75) 戦争自体の「プロンツィンメンツ」について M. KEEN, op. cit. (注5), pp. 287-290.
- (76) 中世後期の Rudolf ENDRES, *Adel in der frühen Neuzeit*, (Enzyklopädie deutscher Geschichte, Bd. 18), München 1993, S. 10 ff., 68 ff.; W. HECHBERGER, a. a. O. (注1), S. 41, 112 f. を参照。日本における研究として、黒田忠史「前掲書」(注8) 四四頁以下、皆川卓「神聖ローマ帝国騎士の成立」『法制史研究』五一号 (二〇〇一年) 四七-九九頁。
- (77) Volker PRESS, *Die Ritterschaft im Kraichgau zwischen Reich und Territorium 1500-1623*, in: *Zeitschrift für Geschichte Oberheims 122* (1974), S. 35-98, S. 37 f.
- (78) H. OBENAU, a. a. O. (注15), S. 202.
- (79) V. PRESS, a. a. O. (注8), S. 39; A. RANFT, *Adelsgesellschaften* (注23), S. 182.
- (80) A. RANFT, *Adelsgesellschaften* (注23), S. 217 ff.